地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	○・五
	二分の一以上四分の三未満	○・七五
	四分の三以上	一・○

5　前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において令和五年十二月三十一日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が令和五年十二月三十一日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。）（第七項第二号ロにおいて「特定専有部分」という。）のうち、令和五年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。同号ロにおいて同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6　第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7　法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一　第四項第一号の規定の適用がある土地　法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和五年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二　第四項第二号の規定の適用がある土地　次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ　住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの　当該住宅用地とみなされた土地

ロ　住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの　当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8　前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9　法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10　前項の規定は、法附則第十六条の三第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則　附則中第十五条の二の二から第十五条の二の五までを削り、第十五条の二の六を第十五条の二の二とし、第十五条の二の七を第十五条の二の三とする。

附則第十七条の二第一項中「第二十条の二第二十三項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改め、同項第一号中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十一項第一号」に、「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項」を「同令第二十条の二第二十二項」に改め、同条第三項中「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十三項」に改め、同条第四項中「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十一項」に、「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十四項」に改める。

附則第十七条の二の二第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第十八条の六第十四項中「、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の三の六第一項」を、「短期譲渡所得の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第三十一項中「、第三十五条第五項」の下に「、第三十五条の三の六第四項」を、「短期譲渡所得の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第十八条の六の二第一項中「この項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加え、同条第二項第一号中「公表された法」を「公表された払出事由（法」に、「（以下この項において「払出事由」という。）」を「又は法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由（次項及び第五項において「契約不履行等事由」という。）をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同条第三項中「法附則第三十五条の三の二第四項に規定する」及び「（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、法附則第三十三条の二の二第一項に規定する非課税口座（以下この項及び第五項において「非課税口座」という。）及び同条第一項に規定する特定課税未成年者口座（以下この項及び第五項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第一項に規定する基準年（第五項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、法附則第三十五条の三の二第三項第一号から第三号までの規定により非課税口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、第一項中「、当該」とあるのは「、法附則第三十五条の三の二第三項第一号から第三号までの規定による」と、「（法附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「（同条第一項」と読み替えるものとする。

5　前項の規定は、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、法附則第三十五条の三の二第八項第一号から第三号までの規定により非課税口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前項中「、当該」とあるのは、「、法附則第三十五条の三の二第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

附則第十八条の六の三第一項中「附則第三十五条の三の三第一項」を「附則第三十五条の三の四第一項」に改め、同条第二項中「附則第三十五条の三の三第二項」を「附則第三十五条の三の四第二項」に、「規定する事由」を「附則第三十三条の二の二第一項」に、「規定する事由又は法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由」を「附則第三十三条の二の三第一項」に、「附則第同条第三項中「附則第三十三条の二の二第一項」を「附則第三十三条の二の三第一項」に、「附則第